

消費税率引上げによる需要変動の平準化に関するタスクフォースの開催について

〔平成30年4月13日〕
〔内閣官房長官決裁〕

- 1 平成26年の消費税率引上げ時の経験に鑑み、欧州の事例にも学びつつ、消費税率引上げによる駆け込み需要と反動減といった経済の振れをコントロールし、需要変動を平準化するための具体策を検討するため、消費税率引上げによる需要変動の平準化に関するタスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を開催する。
- 2 タスクフォースの構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官補（内政担当）
副議長 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）兼内閣府政策統括官（経済財政運営担当）
構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
内閣官房消費税価格転嫁等対策推進室長
内閣府大臣官房審議官（経済財政運営担当）
公正取引委員会経済取引局長
公正取引委員会経済取引局取引部長
消費者庁次長
消費者庁審議官
総務省自治税務局長
財務省主税局長
経済産業省経済産業政策局長
中小企業庁次長
国土交通省総合政策局長

- 3 タスクフォースは、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
- 4 タスクフォースの庶務は、内閣府の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、タスクフォースの運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。